

## 大雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

～ 診療費請求等に関して特例措置を行います ～

診療報酬請求の期日延長と、平成30年台風第7号及び前線等より診療録（カルテ）等が滅失又は棄損した労災指定医療機関等の平成30年6月分の診療費請求について、詳細なレセプト等の添付を求めず、簡易な請求方法を認める特例措置を講じるものです。

### ● 平成30年6月診療分に係る労災診療費等の請求について

今回の台風及び前線等に伴う大雨による被災により診療録等を滅失又は棄損等した場合の対応として、次の場合において、特例の請求を行うことができます。

◇ 今回の台風及び前線等に伴う大雨の影響により、診療録等を滅失、汚損又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者は、平成30年6月診療等分について特例請求を行うことができます。

7月診療等以降分の請求方法については、別途通知する予定です。

### ● 特例請求を行う場合の取扱いについて

◇ 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成30年7月14日までに別紙の「**労働者災害補償保険診療費等特例請求書**」に診療実日数等の必要事項を記入の上、広島労働局長に提出すること。

◇ 特例請求額の算出方法

原則として、平成30年4月診療等分から平成30年5月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をします。）、下記の①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の平成30年6月の入院、外来別の診療実日数を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱います。

#### ① 入院分

平成30年4月～平成30年5月

入院分労災診療費等支払額

平成30年6月の入院診療

実日数

×

61日

② 外来分

平成30年4月～平成30年5月

外来分労災診療費等支払額

平成30年6月の外来診療

× 実日数

41日

☆ 特例請求を選択した指定医療機関等については、特例請求額をもって平成30年6月診療分の労災診療費等支払額を確定とします。

● 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成30年6月診療分（7月提出分）に係る診療費請求書等の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する指定医療機関等に限り、平成30年7月14日とします。

提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとします。

薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとします。